



府中市子ども家庭部保育支援課発行 2023.5 No.75

■ベビーシッター利用支援事業について

対象となる方

- 府中市民で次の①又は②のいずれかに該当し、保育支援課窓口でベビーシッター利用支援事業の説明を受けた方
- ①保育所等の0～5歳児クラスに入所申込みをし、保育認定を受けて利用不可となった保護者(以下「待機児童の保護者」といいます。)
- ②保育所等の0歳児クラスに入所申込みをせず、1年間の育児休業を満了した後、復職する保護者(復職日以降、利用できます。以下「育児休業満了者」といいます。)

事業の内容について

- お子さんが保育所等に入所できるまでの間、保育所等の代わりとして、東京都の認定を受けた認可外のベビーシッター事業者(以下「認定事業者」といいます。)を1時間150円(税込)で利用できる事業です。
- ◎助成対象は、保育料のみです。
- ◎入会金、ベビーシッターの交通費、キャンセル料、保険料等が別途発生する場合がありますが、それらは対象外です。

利用可能時間

- 月曜日から土曜日までの午前7時から午後10時までのうち、
【保育短時間認定の方】・・・1日8時間までかつ月160時間まで
【保育標準時間認定の方】・・・1日11時間までかつ月220時間まで
- ◎日曜日、祝日・休日及び年末年始(12月29日～1月3日)は、利用できません。)



提供されるサービス

- 対象となるお子さんの自宅で行う保育のみです。
- ◎兄弟姉妹の保育や送迎、家事等のサービスは含みません。
- ◎保護者の体調不良の日を含む休暇の日や、産休・育休中の場合は利用できません。
- ◎お子さんの発熱時(37.5度以上)や、体調不良等の場合は利用できません。



ベビーシッター利用支援事業についてお知らせいたします。

府中市トップページ>子育て・教育>出産・子育て>保育所・保育園>

令和5年度ベビーシッター利用支援事業のご案内 検索

利用案内と利用約款の内容を十分ご確認の上、ご利用をご検討ください。

■申請からご利用までの流れ

1.保育支援課窓口にて「対象者確認書」の申請手続きを行ってください。

- ベビーシッター利用支援事業の対象となる方(左記の①又は②のいずれかに該当する方)が、この事業の利用を希望する場合、保育支援課窓口にて「対象者確認書」の申請を行います。
- ①待機児童の保護者
保育支援課窓口にて、「ベビーシッター利用支援事業対象者交付申請書」を提出し、「対象者確認書」の交付を受けます。
- ②育児休業満了者
保育支援課窓口にて、育児休業期間が記載された「就労証明書」を提出し、「対象者確認書」の交付を受けます。
- *「対象者確認書」は、申請後、少しお待ちいただくとその場で発行ができます。

2.対象者本人が認定事業者(*)に電話で問合せを行ってください。

- 対象者本人が、東京都のホームページに掲載されている認定事業者一覧の中にある事業者に「東京都ベビーシッター利用支援事業を使いたい」旨を伝えて、直接事業者と利用契約を結びます。
- なお、その際には、「対象者確認書」の提示が必要となります。
- *認定事業者一覧は裏面にあります(事業者は随時更新されます。)

3.契約成立後、対象者本人が保育支援課に契約書をご持参ください。

- 対象者本人が、初回利用予定日の10開庁日までに保育支援課に契約書をご持参ください。
- 窓口での「アカウント発行申請書」に記入して提出し、専用システムの「アカウント発行」の申請手続きを行います。
- 後日、利用者(=利用契約の成立がある対象者)宅に、アカウントが郵送にて通知されます。

★手続完了です！利用の準備が整いました♪

- 利用の際に、システムから発行された助成券コード(番号)をベビーシッター従事者にお伝えください。
- 利用者には、利用者の負担額のみ請求があります。

「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」
(厚生労働省公表を参考にして)

- 1. まずは情報収集をしましょう。**
事業者選びは利用者ご本人となります。問合せ時の対応や、ホームページなどを活用しましょう。
- 2. 事前に面接を行いましょう。**
事前に面接を希望し、面会して安心を得ましょう。
- 3. 事業者名、氏名、住所及び連絡先の確認をしましょう。**
一般的に、ベビーシッターは、所属事業者が発行した身分証明書を携行しています。
- 4. 保育の場所の確認をしましょう。**
ベビーシッター利用支援事業は、自宅限定です。
- 5. 登録証の確認をしましょう。**
ベビーシッター利用支援事業に従事するベビーシッターは、「指定研修修了者証」を携行しています。
- 6. 保険の確認を行いましょう。**
契約時には、保険の内容も確認しましょう。
- 7. 預けている間のチェックはどのようにしますか？**
保育中に連絡を取り合うことは、ベビーシッターがお子さまから目を離すことにつながり、かえって危険です。連絡方法は、事前に双方で確認をしておきましょう。
- 8. 緊急時における対応はどのようにしますか？**
複数の連絡先に優先順位をつけて、迅速な対応ができる情報共有をしましょう。
- 9. 保育終了後に子どもの様子の確認をしましょう。**
保育の内容やお子さんの様子について、報告を受けましょう。
- 10. 不満や疑問は率直に伝えましょう。**
お子さんにとってよりよい保育が提供されるように、コミュニケーションをとっていきましょう。



■ベビーシッター利用支援事業認定事業者一覧

事業者名	電話番号
サンフラワー・A 株式会社	03-5914-1531
株式会社 小学館集英社プロダクション (ベビーシッターのHAS)	0120-834988
株式会社 明日香	03-6912-2125
mormor 株式会社 (モルモル)	03-6276-2149
有限会社 クルードロワ (CoMaMoRi)	03-6908-1869
ハニークローバー 株式会社	050-5434-3429
株式会社 ジャパンベビーシッターサービス	03-3423-1251
株式会社 ミラクス(miraxs シッター) (*旧:HITOWAキャリアサポート 株式会社 (わらべうた))	0120-415-306
株式会社 ポピンズファミリーケア(*旧:株式会社ポピンズ)	0120-27-2100
株式会社 ポピンズシッター(*旧:スマートシッター株式会社)	0120-795-501
株式会社 キッズライン * マッチングサービスは、本事業の対象外です。本事業のご利用には、マッチングサービスとは別に、契約を締結する必要があります。詳細は、HPを必ずご確認ください。	050-3134-3538
ル・アンジェ 株式会社	03-3477-1287
コンビスマイル 株式会社	0120-67-3177
株式会社 アルファコーポレーション	0120-086-720
特定非営利活動法人 フローレンス * 新型コロナウイルス感染症の影響により、保育所等が臨時休園等した場合のベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)については、対応していません。	03-6811-0905
eソリューションサービス株式会社(eキッズ訪問保育)	03-6384-2440

ベビーシッター利用支援事業(東京都のホームページ)から抜粋

ご注意ください！新庁舎「おもや」移転作業に伴い、令和5年度保育所等の9月入所の申込締切日が変更になりました！

令和5年度保育所等入所のしおりと保育コンシェルジュ号 2023.2 No.72でお知らせしていた保育所等の9月入所の申込締切日は、令和5年8月10日(木)から令和5年8月9日(水)に変更となりました。ご不便をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。



保育コンシェルジュが、保育サービスの情報提供をしています。お気軽にご相談ください。

相談日時: 月曜日～金曜日(土日祝日を除く。)午前9時～正午、午後1時～午後4時
場所: 府中市役所東庁舎5階保育支援課 電話 042(335)4172
(注) 不在の場合や、他の方の対応等でお待ちいただく場合があります。